

農地法とは。。。

農地の権利移動（農地法第3条）

※農地を取得したり、貸し借り等をする事

■3条申請の届出から許可・受理までの流れ■

毎月上旬までに申請（毎月15日頃まで）
↓
現地調査（毎月20日頃）
↓
農業委員会で審議・決定（※原則毎月28日前後開催予定）
↓
許可書交付（申請月の末日）



農地の転用（農地法第4条・5条）

※農地を農地以外の目的（転用）で利用すること（第4条）
※自分の所有地を転用のため他人に利用権を移転すること（第5条）

■4条・5条申請の届出から許可・受理までの流れ■

毎月上旬までに申請（毎月15日頃まで）
↓
現地調査（毎月20日頃）
↓
農業委員会で審議・承認（※原則毎月28日前後開催予定）
↓
県で審議・決定
↓
許可書交付（翌月末許可）

